

## 船舶事故調査報告書

平成31年3月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年6月8日 04時00分ごろ
発生場所	島根県浜田市津摩漁港北西方沖 石見津摩港沖防波堤灯台から真方位303° 850m付近 （概位 北緯34° 51.8′ 東経132° 00.3′）
事故の概要	瀬渡船幸丸は、航行中、暗礁に乗り揚げた。 幸丸は、右舷船首部船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年6月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 幸丸、4.0トン SN3-16677（漁船登録番号）、個人所有 10.40m (Lr) × 2.62m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、209.6kW、昭和60年9月17日 第272-12686号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月11日 免許証交付日 平成29年5月23日 （平成34年9月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	右舷船首部船底外板に破口を伴う擦過傷、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約27cm （浜田） 太陽及び月：日出時刻 04時57分ごろ、常用薄明開始時刻 04時28分ごろ、月出時刻 01時17分ごろ、月齢 23.6
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、法定灯火を表示して平成30年6月8日03時35分ごろ浜田市浜田港の係船場所を出航し、03時45分ごろ浜田港沖防波堤に釣り客1人を降ろした後、津摩漁港北西方沖に位置するかぶとと呼称される岩礁に向かっ

	<p>た。</p> <p>本船は、船長が、操舵室内の操舵席上に立って天窓から上半身を出し、目視による見張りを行いながら、主機を全速力前進として手動操舵により航行し、津摩漁港北西方沖に至り、ゆる瀬と呼称される岩礁の西方沖約50mで半速力前進とするとともにかぶとに向かう針路とするつもりで左転した。</p> <p>船長は、周辺が暗く、目視で周囲の確認が困難な状況であったが、これまでの航行経験からかぶとが近くなったと思い、微速力前進として航行中、04時00分ごろ衝撃を感じて周囲を見たところ、うま瀬と呼称される岩礁北東方の暗礁を乗り越えたことを知った。</p> <p>船長は、釣り客2人の安否及び船体の損傷状況を確認したところ、負傷者がおらず、前部甲板の道具入れの浸水を認めたが、自力航行が可能な状況であったので、本船をかぶとに寄せて釣り客2人を降ろした。</p> <p>本船は、船長が、釣り客2人の迎えを僚船に依頼した後、自力で航行して係船場所に帰った。</p> <p>船長は、帰港後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 (付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故の発生場所付近は、5m等深線の内側に水深や標高が不明の暗礁、岩礁など危険な障害物が多数散在する海域である。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長は、平成元年ごろから本船の船長として乗船し、周年昼夜を問わず、本事故の発生場所付近の航行経験が幾度もあり、また、平成25年ごろ搭載していたGPSプロッターを親族に譲る目的で取り外してからは、陸岸の地形を見ながら目視のみで船位を確認しており、夜間航行中に船位の確認が困難な状況であった。</p> <p>船長は、ふだん、ゆる瀬西方沖からかぶとに向かう際、昼間は約15°左転してあご島を左舷船首方に見る針路で航行し、また、夜間はあご島が見えないので、昼間と同じ感覚を頼りにおおよそ15°左転して航行し、昼間と同じ針路としたつもりで航行していた。</p> <p>船長は、本事故当時、ゆる瀬西方沖でふだんどおり左転して航行したつもりなので、いずれあご島を目視できると思って航行を続けた。</p> <p>船長及び釣り客3人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、津摩漁港北西方沖のゆる瀬西方沖において、船長が、夜間</p>

	<p>に船位及び周囲の状況の確認が困難な状況で航行したことから、かぶとに向けて左転したつもりでうま瀬北東方の暗礁に向かっていることに気付かず、同瀬北東方の暗礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんどおりに左転したつもりなので、いずれあご島を目視で確認できるといったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、津摩漁港北西方沖のゆる瀬西方沖において、船長が、船位及び周囲の状況の確認が困難な状況で航行したため、かぶとに向けて左転したつもりでうま瀬北東方の暗礁に向かっていることに気付かず、同瀬北東方の暗礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊漁船は、夜間等に船位及び周囲の状況が確認できるGPSプロッター、レーダー等の航海計器を備えること。</li> <li>・ 事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

付図2 事故発生経過概略図 (拡大)



日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用